医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度

概要

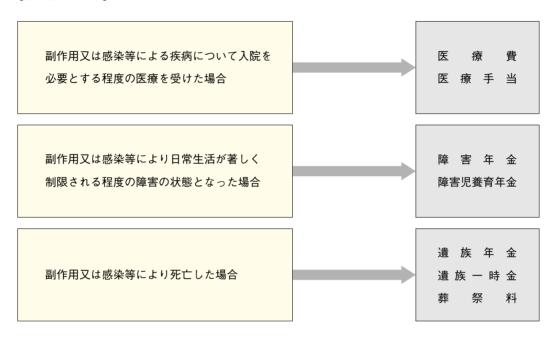
[医薬品副作用被害救済制度]

医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による健康被害に対し、民事責任とは切り離して、各種の救済給付を行い、 患者または家族の迅速な救済を図ることを目的としている。この制度に関する業務は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構において行われている。

[生物由来製品感染等被害救済制度]

生物由来製品を適正に使用したにもかかわらず発生した感染等による健康被害に対し、医薬品副作用被害救済制度と同様、各種の救済給付を行うこととしたものであり、この制度に関する業務も独立行政法人医薬品医療機器総合機構において行われている。

[救済給付の種類]



[既発生被害の救済に関する業務]

昭和54年から、スモン被害の和解患者に対して製薬企業及び国から委託を受け、健康管理手当等の支払などを行っている。

[血液製剤によるエイズ患者等のための救済事業等]

平成5年度から、エイズ発症前の血液製剤によるHIV(エイズウイルス)感染者に対し、日常生活の中での発症予防・健康管理のため、健康管理費用を支給し、健康状態を報告してもらうことによりHIV感染者の発症予防に役立てるための調査研究を行っている。また、平成8年度からエイズ発症者で裁判上の和解が成立した者に対し、エイズ発症に伴う健康の管理に必要な費用の負担を軽減するための健康管理支援事業を行っている。

詳細データ・医薬品副作用被害救済給付状況の推移(各年度末現在)

		1980 (昭和55) ~94 (平成6) 年度	1995 (平成7)	1996 (平成8)	1997 (平成9)	1998 (平成10)	1999 (平成11)	2000 (平成12)	2001 (平成13)	2002 (平成14)	2003 (平成15)	2004 (平成16)	2005 (平成17)
支給金額	(千円)	4,663,690	701,915	692,611	797,556	928,986	920,419	935,148	1,022,185	1,055,984	1,204,243	1,262,647	1,587,567
請求件数	(件)	2,151	217	297	399	361	389	480	483	629	793	769	760
支給件数	(件)	1,714	172	190	294	306	289	343	352	352	465	513	836

資料:独立行政法人医薬品医療機器総合機構調べ。